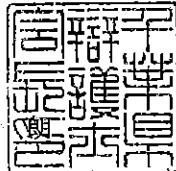


被災者生活再建支援法に関する会長声明

平成 25 年 9 月 24 日

千葉県弁護士会

会長 湯川 芳



1 2013年（平成25年）9月2日午後2時ころ、埼玉県さいたま市、越谷市、北葛飾郡松伏町、千葉県野田市、および茨城県坂東市において竜巻が発生し、各地に大きな爪痕を残した。

千葉県においては、野田市に大きな被害が発生し、9月7日現在、軽傷者1人、建物全壊5棟（うち住家1棟）、建物半壊4棟（うち住家4棟）、一部損壊303棟、車損壊59台、ビニールハウス全壊6棟、電柱損壊5本の被害が確認されている。

2 ところで、阪神淡路大震災を契機に制定された被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。同法は、被災者の生活再建のために公的な資金を用いるという点で、被災者個人の自助により生活再建がなされるべきとの旧来からの考え方を抜本的に改めるものであり、その意義は極めて重要である。

しかしながら、同法が適用される自然災害は、「自然災害により10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害」（同法施行令1条2号）等と規定され、適用される自然災害が極めて限定されている。そのため、今回の竜巻被害に関しては、千葉県野田市の全壊住宅が1棟であるために、同法が適用されない可能性が高い。ところが、埼玉県越谷市については、全壊の住宅が11棟であることから同法が適用される見通しであり、住所地によって同法の適用に違いが生じるという不合理な事態に陥っている。

このような不合理な結論になる理由は、同法施行令が行政区画を基準に適用の有無を判断しているからであるが、自然災害は行政区画を超えて発生するものであり、行政区画を基準として同法の適用に違いを設ける合理的な理由はない。

また、同法は、支援の対象となる世帯が、住宅が全壊した世帯や大規模半壊世帯等に限定され、住宅が一部損壊した場合や半壊したにとどまる場合には支援の対象とならないという問題がある。たとえ一部損壊や半壊であっても、生活を再建するためには多大な費用を負担せざるを得ない以上、支援の対象を全壊や大規模半壊に限定せず、その適用対象を広げるべきである。

3 日本弁護士連合会は、2011年（平成23年）7月29日付けで「被災者生活再建支援法改正及び運用改善に関する意見書」を公表し、また、昨年5月の茨城県及び栃木県等における竜巻被害に関して、2012年（平成24年）6月21日付けで「竜巻等の被害に関し被災者生活再建支援法施行令の改正を求める会長声明」を発表し、同法の改正や運用の改善を求めていた。すなわち、「被災者生活再建支援法改正及び運用改善に関する意見書」は、同法の適用対象地域を都道府県、市町村単位で指定せず、地域にかかわらず同一の災害で被害を受けた世帯等に支援を行うべきであると指摘し、また、「竜巻等の被害に関し被災者生活再建支援法施

行令の改正を求める会長声明」も、同じ自然災害によって生じた被害であるのに、居住する行政区画によって適用の有無が異なるという結果は不条理であり、同法の被災者支援の目的に照らしても合理的ではないと指摘している。

しかし、これらの問題点が改められることがないまま今回の竜巻被害が発生し、同法及び同法施行令の問題点が改めて顕在化した。

4　近時、竜巻だけではなく集中豪雨や土砂災害など、自然災害により生活の基盤が失われる事例が多発している。そのため、被災者の生活再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興という被災者生活再建支援法の目的をより確実なものにする必要性は極めて高い。

報道によれば、今回の竜巻被害の被災者を救済するため、野田市が補正予算を議決したとのことであるが、このような措置はあくまでも例外的な措置に過ぎず、同法及び同法施行令の問題点は未だ改善されていない。

今後、今回のような不合理な事態が発生しないように、同法の適用範囲を拡大させるべく速やかに同法及び同法施行令の改正を行なうとともに、今回の竜巻被害に関しても、被災者が居住する行政区画によって支援に違いが出ることのないよう、引き続き柔軟かつ迅速な運用がなされるよう要請するものである。

以上